

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>副校長の専決事項を明確化するため、新規で要綱を制定するにあたり、関連する規則の条文の整理を行い、改正をしようとするものである。</p>	<p>1 副校長の専決及び代決にかかる条文の削除 副校長の専決及び代決にかかる規定については、奈良県立高等学校等処務規程で規定することとするため、条文を削る。 (第31条の3の2、第31条の4関係)</p> <p>2 その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 公布の日から施行する。</p> <p>(改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の三の二及び第三十一条の四を削り、第三十一条の二の二を第三十一条の三とし、第三十一条の三を第三十一条の四とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正案	現行
<p>(教頭の職務等) 第三十一条の三略</p> <p>(事務長の職務等) 第三十一条の四略</p>	<p>(教頭の職務等) 第三十一条の二の二略</p> <p>(事務長の職務等) 第三十一条の三略</p>
<p>(主幹教諭の職務) 第三十一条の五略</p>	<p>(専決) 第三十一条の三の二 副校長は、あらかじめ校長が定めるところにより、校長の権限に属する事務の一部について専決することができる。</p> <p>2 副校長は、前項の規定により副校長が専決できるところとされている事務のうち重要又は異例と認められるものについては、あらかじめ校長の指揮を受けて処理するものとする。</p> <p>(代決) 第三十一条の四 校長が不在のときは、緊急を要するもの又はその処理についてあらかじめ校長の指示を受けたもの限り、あらかじめ校長が定める副校長又は教頭が代決することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、事務長が掌理する事務については、事務長がその事務を代決することができる。</p> <p>3 副校長、教頭及び事務長が代決した事務については、遅滞なく校長の後閲を受けなければならない。</p> <p>(主幹教諭の職務) 第三十一条の五略</p>